第二十一条　却下し、又は拒絶しようとする場合の意見

官庁は、第三条の規定による出願又は第七条、第十条から第十四条まで、第十七条若しくは第十八条の規定による申請に関し、却下し、又は拒絶しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し、又は拒絶することができない。第十四条の規定に関しては、救済措置を申請する者がその申請に係る決定の根拠となり得る事実について意見を提出する機会を既に与えられている場合には、いかなる官庁も、意見を述べる機会を与えることを要しない。

第二十二条　規則

(1)　［内容］

(a)　この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。

(i)　この条約が明示的に「規則で定める」と規定する事項

(ii)　この条約の規定を実施するために有用な細目

(iii)　事務的な要件、事項又は手続

(b)　規則には、モデル国際様式も含める。

(2)　［規則の修正］

規則の修正には、(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。

(3)　［全会一致が要件とされる場合］

(a)　規則は、全会一致の場合に限って修正することができる規則の規定を特定することができる。

(b)　(a)の規定により規則において特定される規定の追加又は削除をもたらす規則の修正には、全会一致を必要とする。

(c)　全会一致の要件が満たされるかどうかを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(4)　［この条約と規則との抵触］

この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。

第二十三条　総会

(1)　［構成］

(a)　締約国は、総会を設置する。

(b)　各締約国は、総会において一人の代表により代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。各代表は、一の締約国のみを代表することができる。

(2)　［任務］

総会は、次のことを行う。

(i)　この条約の発展に関する問題を取り扱うこと。

(ii)　規則（モデル国際様式を含む。）を修正すること。

(iii)　(ii)に規定する修正がそれぞれ適用される日に関する条件を定めること。

(iv)　この条約の規定を実施するために適切と認める他の任務を遂行すること。

(3)　［定足数］

(a)　総会については、国である総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。

(b)　総会は、(a)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、代表を出した国である総会の構成国の数が国である総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、以下の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。当該期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国の数が当該会合の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定は、効力を生ずる。

(4)　［総会における決定］

(a)　総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。

(b)　コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となっている事項は、投票によって決定する。この場合には、次のとおり投票する。

(i)　国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。

(ii)　政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものの総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも、投票に参加してはならない。さらに、当該政府間機関は、当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものが締約国である他の政府間機関の構成国であり、かつ、当該他の政府間機関が投票に参加する場合には、当該投票に参加してはならない。

(5)　［多数による議決］

(a)　総会の決定には、前条(2)及び(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(b)　必要とされる多数が得られたかどうかを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(6)　［会合］

総会は、事務局長の招集により会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(7)　［手続規定］

総会は、その手続規定（臨時会合の招集に関する規定を含む。）を定める。

第二十四条　国際事務局

(1)　［管理業務］

(a)　国際事務局は、この条約に関連する管理業務を行う。

(b)　国際事務局は、特に、会合の準備を行い、並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部会の事務局の職務を行う。

(2)　［総会以外の会合］

事務局長は、総会が設置する委員会及び作業部会を招集する。

(3)　［総会及び他の会合における国際事務局の役割］

(a)　事務局長及び事務局長の指名する者は、総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合に投票権なしで参加する。

(b)　事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会及び作業部会における事務局の長としての職務を行う。

(4)　［会議］

(a)　国際事務局は、総会の指示に従って改正会議の準備を行う。

(b)　国際事務局は、(a)に規定する準備に関し、機関の加盟国、政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議することができる。

(c)　事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(5)　［他の任務］

国際事務局は、この条約に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第二十五条　改正又は修正

この条約は、外交会議によってのみ改正し、又は修正することができる。外交会議の招集は、総会が決定する。

第二十六条　締約国となるための手続

(1)　［資格］

次の国及び政府間機関は、この条約に署名することができ、また、(2)及び(3)並びに第二十八条(1)及び(3)の規定に従うことを条件として、締約国となることができる。

(i)　機関の加盟国であって、自国の官庁に標章を登録することができるもの

(ii)　政府間機関であって、その設立条約が適用される領域、その全ての構成国又は関係する出願において登録のために指定された構成国において効力を有するものとして標章を登録することができる官庁を維持するもの。ただし、当該政府間機関の全ての構成国が機関の加盟国である場合に限る。